

の	中	払	払	償	償	後	第
取	途	込	込	還	還	の	二
扱	換	場	期	金	期	利	期
い	金	所	日	額	限	子	以

期が銀行休業日に当たるとときは、
その翌営業日に支払う（以下、
次号及び第十二号において規定
する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times \frac{0.14}{100}}{2}$$

には一円とする。ただし、受
個人向け国債の発行等に關する省令は、
第六十八号（平成十四年財務省令
第十二条）に規定する受入経過利子が発
生しない銘柄については零と
する（次号において同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.14}{100}$$

初期利子支払期の6カ月前の日
から発行日までの日数

୧୮

(二) 平成二十八年一月十五日以

後の場合は、元の金額 + 経過利息に相当する金額 - 利子に相当する金額

十七 中途換金の特例 前号による取扱いのほか、個人向け国債を有する者へ相続税法

第二十一条の四第一項に規定する特別障害者扶養信託契約の受益者を含む。)が、死亡したときにはその相続人が、又はその居住する市町村(特別区を含み、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、当該市又は当該市の区とす

(一) 額とすれぞれの平成二十七年七月十五日前から平成二十七年七月十五日か
る。この区域において、災害救助法（昭和二十二年法律第百八号）による救助の行われる災害が発生し、当該個人向け国債を有する者は、当該個人向け国債を十五日前であつても、当該個人が、平成二十七年七月十五日までに算出された金額は、次のように算式により算出しあつてきるものとし、その買取金額は、次のように算出される。これが金額は、次のように算出される。

(二) 金額 + 経過利子に相当する金額 - (利子に相当する金額 × $\frac{7.9 \cdot 685}{100}$ + 経過利子に相当する金額 - 受入経過利子に相当する金額)

額面金額 + 経過利子に相当する金額 - (経過利子に相当する金額)

日本銀行